

令和3年度国民健康保険料賦課限度額について

1 目的

国民健康保険制度では、高所得者層に対する保険料負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険料負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。

この賦課限度額の引き上げを行い、高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得者層の負担緩和を図ることができます。

平成30年度において本市の賦課限度額は国民健康保険法施行令に規定する国の基準を4万円下回っていましたが、令和元年度及び令和2年度において国が3万円ずつの引き上げを行う一方で、本市では4万円ずつの引き上げを行うことで、その差を2万円に縮め、段階的な差の解消を進めています。

令和3年度に国は基準を据え置きましたが、本市では2万円の引き上げを行うことで、国の基準との差を解消しようとするものです。

2 改定（案）の概要

上段に本市の基準、下段（カッコ）内に国の基準を記載しています。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	①+②+③
現行	61万円 (63万円)	19万円 (19万円)	17万円 (17万円)	97万円 (99万円)
改定	63万円 (63万円)	19万円 (19万円)	17万円 (17万円)	99万円 (99万円)
引き上げ幅	+2万円 (変更なし)	変更なし (変更なし)	変更なし (変更なし)	+2万円 (変更なし)

3 賦課限度額の引き上げに伴う影響等

(1) 影響を受ける世帯数

高所得者層約500世帯（平均所得約1,900万円）の保険料が上昇する見込みです。

(2) 保険料調定額

全体で約1,000万円の増額となる見込みです。

(3) 県下の状況

本市を除く県下40市町の賦課限度額については、国の基準に準拠し99万円となっています。

4 今後の予定

令和3年6月議会に明石市国民健康保険条例改正案を提案する予定です。